

## 町長:整備手法の変更や考え方を説明し事業を進めたい

神 平成27年度一般会	ゅ 町民などで構成さ	計等の事業に着手したい。	農業委員会法の改	公務員に対する訴訟
			正でどう変わるか	対策をどう考える
中核施設の実施設計業務	域のまちづくりを検討す	神道有地を購入して		
を取り止めて減額とした。	る会の意見を取り入れて			神 平成25年9月、山
しかし、平成28年度の一	ひらふ高原地域活性化事	あった。当初計画では6	構 会法が改正される。	田地区の冷水川
般会計予算に観光中核施	業計画及び観光中核施設		町長による農業委員の任	落死亡事故に基づく損害
設基本・実施設計業務費	基本計画が策定された。	手法が変わっても同額で	命。農地利用最適化推進	賠償請求訴訟の被告とし
を計上している。	計画変更を報告し、意	進めるのか。指定管理者	委員の設置。建議が廃止	て裁判が行われている。
基本計画に変更が生じ	見をもらったのか。	での運営はどうするのか。	され施策の改善意見の義	裁判の状況は如何か。
た場合、速やかに計画の	民間活力を活かした施設	基本計画を整理し、検	務化などが改正点である。	今後、町を相手にした訴
11'=	とすることが最大のポイ	討する会や議会に報告し	どの様に捉えているか。	訟が増す可能性もある。
費の見直しや財源確保を	ントではなかったか。	てから予算を計上するべ		本町の対策を伺う。
確実にしてから、次の作		きではないか。	業長 法律の改正により、	
業である基本設計に取り	長 27年度に検討する		農員 地域農業振興にお	長。倶知安町の管理責
かかるべきではないか。		長道有地の取得は、	ける農業委員会の担う役	
	ていない。議会や地域住	町 今も北海道と協議	割がますます拡充され、	原1号線の道路管理者と
長土地の特性、建築	にも手落	を行っている。予算もで	責任の度合いも大きくな	して、委託業者への監督、
に必要な条件	あったと反省している。	きるだけ安く作るのが基	ると感じている。	指導の義務違反及び北海
る駐車場の確保が困難と	新年度に地域とも再度	本である。建物の規模や	地域の大切な財産である	道との連絡調整する義務
判断した。そのため、民	この手法の変更と考え方	運営についても実施計画	農地を荒廃させることの	違反の訴えと変わった。
F	求めている整備について	を作る中で整理しながら	ないよう町と連携を図り、	平成28年2月5日の第2
整備実施では難しい。	説明しながら、新年度に	進めて行きたい。	同時に各協議会などと協	回口頭弁論において結審
整備手法の見直しを行	中核施設の基本・実施設		議、情報収集を行い、業	となり、4月8日に判決
い、当初計画にある公共		* /	務を遂行していきたい。	言い渡しとなる予定。
が必要とする交番、イン	Linin A	車場		訴訟の事案が発生した場
フォメーション、ATM、		駐	長新農業委員の任命	合、北海道町村会の顧問
事務所、会議室など、必		第 3	町に当たっては、町	弁護士に依頼し、委任契
要最少限度の機能を兼ね		<u>もの</u>	長の恣意的な任命を避け	約により訴訟の対応を
備えた施設を町が整備す		·定地	る制度になっている。	行っている。
ることを判断した。		設予	現在の農業委員の任期	職員は、常に高い倫理
整備内容の計画に大き		建建	中に農業委員会、関係農	観と使命感を持って職務
な変更はなく、整備手法	11	施設	業団体と推薦の方法など	を遂行しなければならな
の変更で、27年度内発注		中核	の協議を重ね、公正性な	い。いま一度、周知徹底
を取りやめ、新年度で改		<b>十</b> 1 1 光	どを重視して支障がない	
めて事業を実施したい。		都	よう万全を期したい。	